2) 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域その他の対象に係る規制の内容

法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表 3.2.7-8 に示す。

表 3.2.7-8　法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令等	規制基準等	適用の有無 対象事業実施想定区域
大気汚染	環境基本法	環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、大気排出基準	○
		廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等	○
	大気汚染防止法	排出基準（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、水銀）	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	構造・維持管理基準	○
騒音	環境基本法	環境基準	×
	騒音規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	○
		要請限度	○
振動	振動規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	○
		要請限度	○
悪臭	悪臭防止法	規制基準（敷地境界線、排出口、排出水）	○
水質汚濁	環境基本法	環境基準（健康項目、生活環境項目）	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準（ダイオキシン類）	○
	水質汚濁防止法	排水基準（一律基準、総量規制）	○
		地下浸透基準	○
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	排水基準（上乗せ基準）	○
	下水道法	排除基準	○
	奈良市公共下水道条例	排除基準	○
土壌汚染	環境基本法	環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○
	土壌汚染対策法	区域指定に係る基準（特定有害物質）	○

(1) 大気汚染

① 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について定められている。大気汚染に係る環境基準を表 3.2.7-9 に示す。

表 3.2.7-9　大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	出典
二酸化硫黄（SO_2）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。	
光化学オキシダント（Ox）	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素（NO_2）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第38号）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m³以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準（平成9年環境庁告示第4号）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m³以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準（平成13年環境省告示第30号）
微小粒子状物質（PM2.5）	1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。	微小粒子状物質に係る環境基準（平成21年環境省告示第33号）

注：1）浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。

2）光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

3）この環境基準は、工場専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

4）二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値が0.06ppmを達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として7年間とする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないように努めるものとする。

5）ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

また、ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めることとされている。ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 3.2.7-10 に示す。

表 3.2.7-10　ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m^3以下

注：1）基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2）基準値は年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染に含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）

②　大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく大気排出基準等

大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められており、工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあっては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場において総量規制基準が定められているが、奈良市は指定地域に指定されていない。

硫黄酸化物 、ばいじん、有害物質等の排出の規制基準を表 3.2.7-11～表 3.2.7-15 に示す。

表 3.2.7-11　硫黄酸化物の規制基準

	許容限度
排出基準	$q = K \times 10^{-3} He^2$ q：硫黄酸化物の量（m^3N/時） K：地域ごとに定められた値（17.5） He：補正された排出口に高さ（m）

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

表 3.2.7-12　ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力 （kg/時）	許容限度 （g/m^3N）
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m^2以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	4,000以上	0.04

備考：
1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1m^3中のばいじんの量とする。
2 ばいじんの量は、次方により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21-On}{21-Os} \cdot Cs$$

C：ばいじんの量（g）
On：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12）
Os：排出ガス中の酸素濃度（%）
（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
Cs：日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（g）

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

表 3.2.7-13　有害物質（塩化水素）の排出基準

施設	規模	許容限度（mg）
廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	700

備考：
1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1㎥中の塩化水素の量とする。
　塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21-Os} \cdot Cs$$

C：塩化水素の量（mg）
Os：排出ガス中の酸素濃度（%）
Cs：日本工業規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量（mg）

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

表 3.2.7-14　有害物質（窒素酸化物）の排出基準

施設		規模	排出ガス量（万㎥N/時）	許容限度（ppm）
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。）		火格子面積が2㎡以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	すべて	450
廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る。）			4未満	700
上記外の廃棄物焼却炉	連続炉		すべて	250
	連続炉以外		4以上	250

備考：
1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1㎥中の窒素酸化物の量とする。
2 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21-On}{21-Os} \cdot Cs$$

C：窒素酸化物の量（㎤）
On：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12）
Os：排出ガス中の酸素濃度（%）
　（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
Cs：日本工業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の量（㎤）

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

表 3.2.7-15　水銀の排出基準

施設	規模	排出基準（μg/N㎥）	
		新規施設	既存施設
廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上あるいは焼却能力200kg/時以上	30	50

備考：
1 既存施設とは、施行日（平成30年4月1日）において、現に設置されている施設（既に工事が着手されているものを含む。）をいう。
2 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算された排出ガス1㎥中の水銀の量とする。

$$C = \frac{21-On}{21-Os} \cdot Cs$$

C：水銀の量（μg/N㎥）
On：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12）
Os：排出ガス中の酸素濃度（%）
　（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
Cs：排出ガス中の実測水銀濃度（0℃、101.32kPa）（μg/N㎥）

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

③ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）による大気排出基準等

ダイオキシン類については、表 3.2.7-16 のとおり、大気排出基準が定められている。

表 3.2.7-16　ダイオキシン類の大気排出基準

施設	規模	焼却能力 （kg/時）	許容限度 （ng-TEQ/㎥N）
廃棄物焼却炉	火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/時以上	4,000以上	0.1

備考：
1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。
2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。

$$C = \frac{21-On}{21-Os} \cdot Cs$$

C：ダイオキシン類の量（ng-TEQ）
On：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12）
Os：排出ガス中の酸素濃度（%）
（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
Cs：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量（ng-TEQ）

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

また、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。

廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準を表 3.2.7-17 に示す。

表 3.2.7-17　廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

項目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3ng-TEQ/g以下

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）による構造基準等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物焼却施設の構造及び維持管理に係る基準が定められている。

廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要を表 3.2.7-18 に示す。

表 3.2.7-18（1/4）　廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
構造基準　施行規則第4条	一	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること
	三	ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること
	四	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること
	五	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること
	六	ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること
	七　イ	外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること
	ロ	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること （1）燃焼ガスの温度が800℃以上の状態でごみを焼却することができるものであること （2）燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること （3）外気と遮断されたものであること （4）燃焼ガスの温度を速やかに（1）に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること （5）燃料に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること
	ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。
	ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書の場合にあって、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること
	ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留整備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りではない。
	リ	次の要件を備えた灰出し設備設けられていること （1）ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること （2）ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること （イ）ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること （ロ）溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること （3）ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること （イ）焼成炉中の温度が1000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること （ロ）焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること （ハ）焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること （4）ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混錬装置が設けられていること

表 3.2.7-18 (2/4)　廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
構造基準　施行規則第4条	ヌ	固形燃料（廃棄物を原材料として形成された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること
	ル	固形燃料を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること (2) 常時換気することができる構造にあること (3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること
	ヲ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（カに掲げる場合を除く。）にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること
	ワ	固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合にあって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること (2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	カ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること (2) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること (3) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあっては、この限りではない (4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (5) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための措置その他の発火を防止する設備が設けられていること
	十五	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること
維持管理基準　施行規則第4条の5	一	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと
	二　イ	ピット・クレーン方式によってごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること
	ロ	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと
	ハ	燃料室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと
	ニ	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること
	ホ	運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること
	ヘ	運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ちごみを燃焼し尽くすこと
	ト	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること
	チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること
	リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること
	ヌ	排ガス処理設備・冷却設備に体積したばいじんを除去すること
	ル	排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下になるように燃焼すること
	ヲ	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録すること
	ワ	排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように焼却すること
	カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること

表 3.2.7-18（3/4）　廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
維持管理基準　施行規則第4条の5	ヨ	排ガスによる生活環境保安上の支障が生じないようにすること
	タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること
	レ	ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること
	ソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと
	ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること
	ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること
	ナ	固形燃料の受入設備にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること
	ラ	固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとする （1）固形燃料に含まれる水分が10wt％以下あり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること （2）固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること
	ム	搬入しようとする固形燃料の性状が、ラ（1）又は（2）の基準に適合しない場合にあっては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと
	ウ	固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ラの規定の例による。
	ヰ	搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ（1）又は（2）の基準に適合しない場合にあっては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること
	ノ	保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること
	オ	固形燃料を保管する場合にあっては、次のとおりとする （1）固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること （2）保管設備内を常時換気すること （3）保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること
	ク	固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次のとおりとする （1）複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること （2）容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること （3）（2）の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること
	ヤ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する（ケに掲げる場合を除く。）にあっては、次のとおりとする。 （1）保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること （2）（1）の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること
	マ	第四条第一項第七号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オ（3）の規定にかかわらず、次のとおりとする （1）保管設備内を定期的に清掃すること （2）保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること （3）固形燃料の表面温度を連続的に監視すること （4）保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること （5）（3）及び（4）の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること

表 3.2.7-18（4/4）　廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
維持管理基準　施行規則第4条の5	ケ	第四条第一項第七号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする （1）固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること （2）保管設備内を定期的に清掃にすること （3）固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講じること （4）固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあっては、この限りではない。 （5）保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること （6）（5）の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること
	フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること
	十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること
	十一	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること
	十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境損なわないように必要な措置を講ずること
	十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること
	十四	施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと
	十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと
	十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3年間保存すること

出典：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

(2) 騒音

① 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準

騒音に係る基準は、地域の類型ごと、時間の区分ごとに基準値が定められており、道路に面する地域とそれ以外の地域で異なる基準が適用されている。

対象事業実施想定区域は類型指定されていないが、調査地域については類型指定されている。

騒音に係る環境基準を表 3.2.7-19 に、騒音の環境類型を図 3.2.7-9 に示す。

表 3.2.7-19(1/2)　騒音に係る環境基準（奈良市）

道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基　準　値	
	昼　間 6時～22時	夜　間 22時～6時
ＡＡ	50デシベル以下	40デシベル以下
Ａ及びＢ	55デシベル以下	45デシベル以下
Ｃ	60デシベル以下	50デシベル以下

騒音に係る環境基準について　環境庁告示第64号　平成10年9月30日

環境基準の類型を当てはめる地域　奈良市告示第127号　平成24年3月14日

ＡＡ： 奈良市については、該当する地域は無い。

Ａ： 第一種 ・第二種 低層住居専用地域、 第一種 ・第二種 中高層住居専用地域

Ｂ： 第一種 ・第二種 住居地域、準住居地域

Ｃ： 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域

地　域　の　区　分	基　準　値	
	昼　間 6時～22時	夜　間 22時～6時
Ａ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
Ｂ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

騒音に係る環境基準について　環境庁告示第64号　平成10年9月30日

注： 車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する地域

基　準　値	
昼　間 6時～22時	夜　間 22時～6時
70デシベル以下	65デシベル以下

騒音に係る環境基準について　環境庁告示第64号　平成10年9月30日

注：1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

2) 幹線交通を担う道路の指定

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る)。

(2) (1)に掲げる道路のほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第9号)第7条第1項に定める自動車専用道路。

表 3.2.7-19(2/2)　騒音に係る環境基準（大和郡山市）

道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基　準　値	
	昼　間 6時～22時	夜　間 22時～6時
ＡＡ	50デシベル以下	40デシベル以下
Ａ及びＢ	55デシベル以下	45デシベル以下
Ｃ	60デシベル以下	50デシベル以下

騒音に係る環境基準について　環境庁告示第64号　平成10年9月30日

環境基準の類型を当てはめる地域　大和郡山市告示第75号　平成24年4月1日

ＡＡ： 大和郡山市については、該当する地域は無い。

Ａ： 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域

Ｂ： 第一種住居地域

Ｃ： 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域

地　域　の　区　分	基　準　値	
	昼　間 6時～22時	夜　間 22時～6時
Ａ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
Ｂ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

騒音に係る環境基準について　環境庁告示第64号　平成10年9月30日

注： 車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する地域

基　準　値	
昼　間 6時～22時	夜　間 22時～6時
70デシベル以下	65デシベル以下

騒音に係る環境基準について　環境庁告示第64号　平成10年9月30日

注：1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

2) 幹線交通を担う道路の指定

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る)。

(2) (1)に掲げる道路のほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第9号)第7条第1項に定める自動車専用道路。

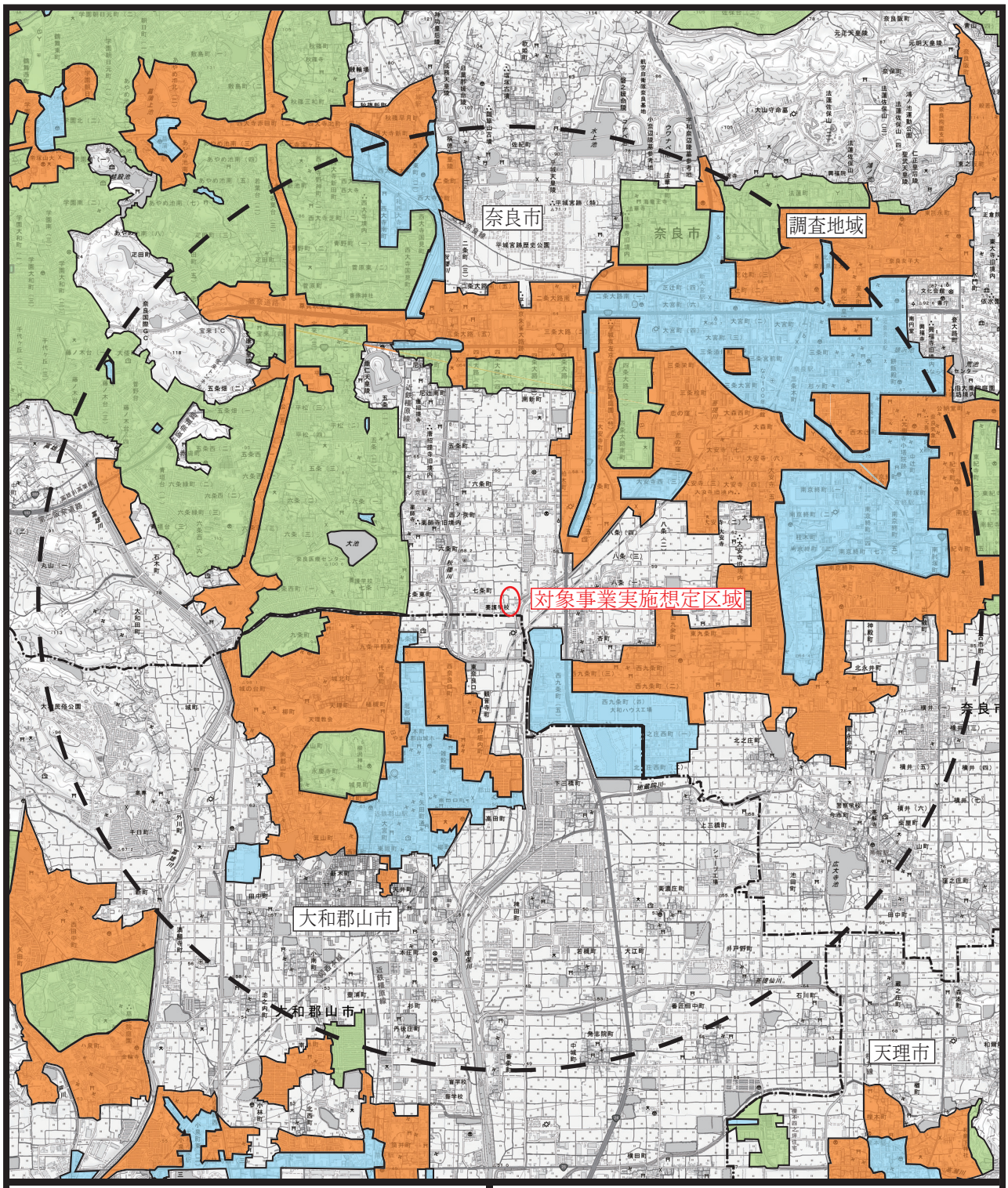

凡例

：対象事業実施想定区域

：市界

：調査地域

：A類型

：B類型

：C類型

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

出典：「奈良市都市計画情報公開システム」（令和2年8月奈良市）
「大和郡山市都市計画一般図」（令和元年12月大和郡山市）
「国土地理院」電子地形図25000

図3.2.7-9　騒音に係る環境基準の指定状況

② 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）による規制

騒音規制法では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における騒音、同条第 3 項で定めている特定建設作業における騒音に対して、都道府県知事又は市長が定めている騒音について規制する地域での規制基準が決められている。

また、騒音について規制する地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺の生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づく交通規制等の要請や意見を述べることのできる要請限度も決められている。

特定工場等に係る騒音の規制基準を表 3.2.7-20 に、特定建設作業騒音に係る基準を表 3.2.7-21 に、自動車騒音の要請限度を表 3.2.7-22 に示す。特定工場等において発生する騒音について規制する地域及び自動車騒音要請限度の区域の区分を図 3.2.7-10 に示す。

特定工場等において発生する騒音の規制基準について、対象事業実施想定区域は第 2 種区域に指定されており、調査地域については第 1～4 種の区域に指定されている。

自動車騒音の要請限度の区域区分について、対象事業実施想定区域はｂ区域に指定されており、調査地域についてはａ～ｃ区域に指定されている。

表 3.2.7-20(1/2)　特定工場等に係る騒音の規制基準（奈良市）

時間の区分 / 区域の区分	朝（6時～8時）	昼間（8時～18時）	夕（18時～22時）	夜間（22時～6時）
第一種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	55デシベル

厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号　昭和43年11月27日

奈良市告示第171号　平成17年3月29日

区域の区分

第一種区域：　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区（第三種区域に該当する区域を除く。）、歴史的風土保存区域

第二種区域：　第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域（第一種区域に該当する区域を除く。）、その他の区域

第三種区域：　近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第四種区域：　工業地域

注：1)　第二種から第四種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界から50m以内の区域については、上表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
(2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
(3)医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
(4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
(5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

表 3.2.7-20(2/2)　特定工場等に係る騒音の規制基準（大和郡山市）

時間の区分 / 区域の区分	朝（6時～8時）	昼間（8時～18時）	夕（18時～22時）	夜間（22時～6時）
第一種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	55デシベル

厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号　昭和43年11月27日

大和郡山市告示第77号　平成24年4月1日

区域の区分

第一種区域：　第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、風致地区（第三種区域に該当する区域を除く。）

第二種区域：　第一種住居地域、その他の区域

第三種区域：　近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第四種区域：　工業地域及び工業専用地域

注：1)　第二種から第四種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界から50m以内の区域については、上表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
(2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
(3)医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
(4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
(5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

表 3.2.7-21(1/2)　特定建設作業騒音に係る基準（奈良市）

規制種別	第１号区域	第２号区域
騒音の大きさ	85ｄＢ（作業場所の敷地境界において）	
作業時間帯	19:00～7:00でないこと	22:00～6:00でないこと
１日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続６日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	

厚生省・建設省告示第1号　昭和43年11月27日

区域区分の指定：奈良市告示第172号　平成17年3月29日

第1号区域：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準により第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80m以内の区域

(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
(2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
(3)医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
(4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
(5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：第1号区域を除いた区域

表 3.2.7-21(2/2)　特定建設作業騒音に係る基準（大和郡山市）

規制種別	第１号区域	第２号区域
騒音の大きさ	85ｄＢ（作業場所の敷地境界において）	
作業時間帯	19:00～7:00でないこと	22:00～6:00でないこと
１日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続６日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	

厚生省・建設省告示第1号　昭和43年11月27日

区域区分の指定：大和郡山市告示第78号　平成24年4月1日

第1号区域：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準により第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80m以内の区域

(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
(2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
(3)医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
(4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
(5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：第1号区域を除いた区域

表 3.2.7-22　自動車騒音の要請限度（奈良市、大和郡山市）

区　域　の　区　分		時間の区分	
		昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～6時）
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注：幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

区域区分の指定：奈良県告示第600号　平成12年3月17日

a区域：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準により第一種区域として定められた区域

b区域：同じく第二種区域として定められた区域

c区域：同じく第三種区域及び第四種区域として定められた区域

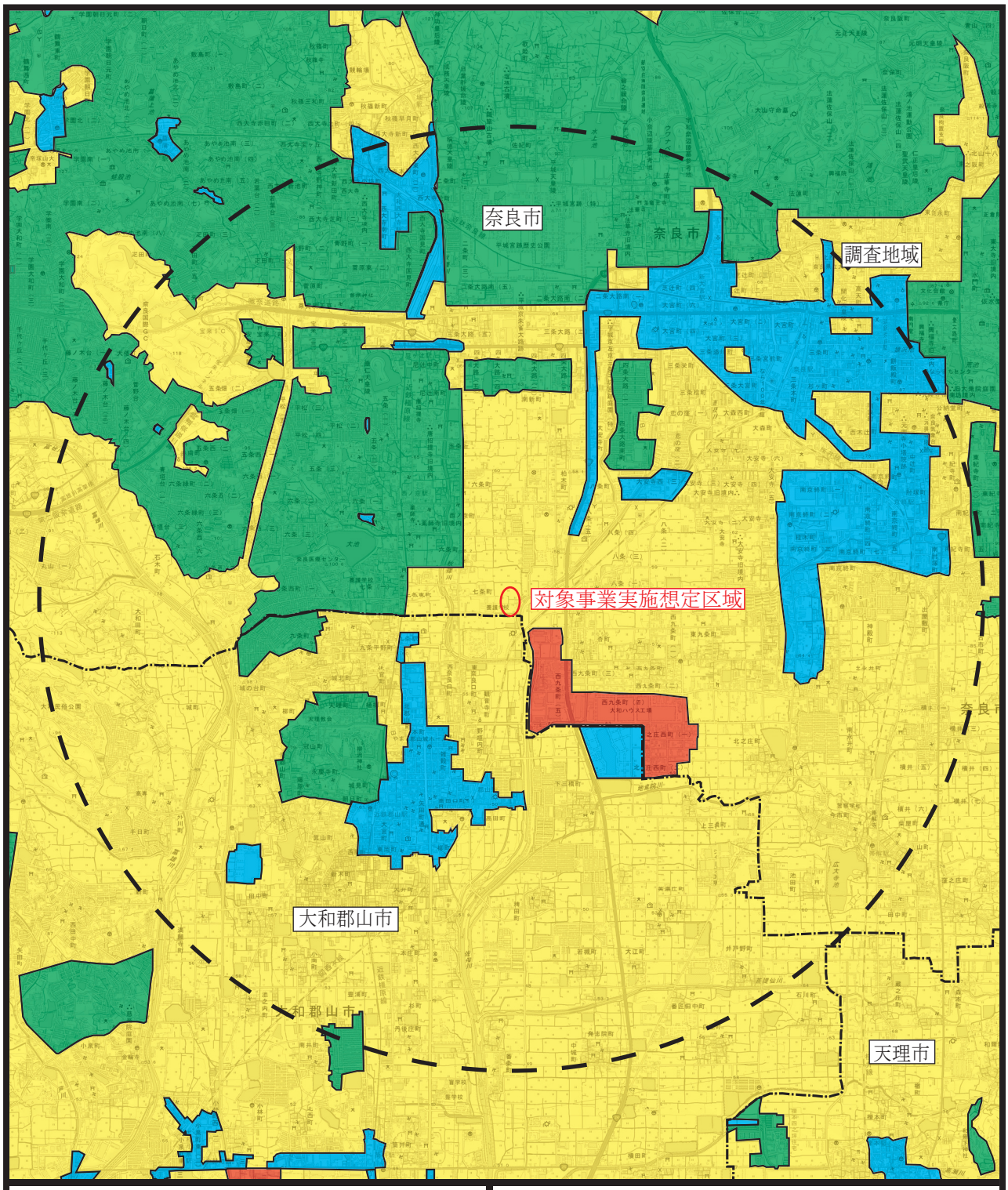

凡例　：対象事業実施想定区域
：市界　：調査地域

騒音規制法		区分
特定工場等の規制に伴う区域区分	自動車騒音の要請限度に伴う区域区分	
第1種区域	a 区域	
第2種区域	b 区域	
第3種区域	c 区域	
第4種区域		

出典：「奈良市都市計画情報公開システム」（令和2年8月奈良市）
「大和郡山市都市計画一般図」（令和元年12月大和郡山市）
「国土地理院」電子地形図25000

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

図3.2.7-10　特定工場等に係る規制基準に伴う規制地域の状況
自動車騒音の要請限度に伴う区域区分

(3) 振動

① 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）による規制

振動規制法では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における振動、同条第 3 項で定めている特定建設作業における振動に対して、都道府県知事又は市長が定めている振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（以下、この項において「振動の規制地域」という。）での規制基準が決められている。

また、振動の規制地域内の道路交通振動が一定のレベルを超えて周辺の生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して、道路交通法に基づく交通規制等の要請や意見を述べることのできる要請限度も決められている。特定工場等において発生する振動の規制基準を表 3.2.7-23 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 3.2.7-24 に、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を表 3.2.7-25 に示す。調査地域の特定工場等において発生する振動、特定建設作業に伴って発生する振動の規制地域及び道路交通振動要請限度の区域の区分を図 3.2.7-11 に示す。

対象事業実施想定区域は第 1 種区域に指定されており、調査地域は第１種区域または第２種区域に指定されている。

表 3.2.7-23(1/2)　特定工場等に係る振動の規制基準（奈良市）

時間の区分 / 区域の区分	昼間（8時～19時）	夜間（19時～8時）
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

環境庁告示第90号　昭和51年11月10日

奈良市告示第175号　平成17年3月29日

区域の区分

第一種区域：　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域

第二種区域：　近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注：1)　次に掲げる施設の敷地の境界線から50m以内の区域については、上表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
(2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
(3)医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
(4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
(5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

表 3.2.7-23(2/2)　特定工場等に係る振動の規制基準（大和郡山市）

時間の区分 / 区域の区分	昼間（8時～19時）	夜間（19時～8時）
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

環境庁告示第90号　昭和51年11月10日

大和郡山市告示第81号　平成24年4月1日

区域の区分

第一種区域：　第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、その他の地域

第二種区域：　近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

注：1)　次に掲げる施設の敷地の境界線から50m以内の区域については、上表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
(2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
(3)医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
(4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
(5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

表 3.2.7-24(1/2)　特定建設作業に係る振動の規制基準（奈良市）

規制種別	第１号区域	第２号区域
振動の大きさ	75ｄＢ（作業場所の敷地境界において）	
作業時間帯	19:00～7:00でないこと	22:00～6:00でないこと
１日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続６日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	

総理府令第58号　昭和51年11月10日

区域区分の指定：奈良市告示第176号　平成17年3月29日

第1号区域：　騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準により第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80m以内の区域

(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
(2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
(3)医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
(4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
(5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：　第1号区域を除いた区域

表 3.2.7-24(2/2)　特定建設作業に係る振動の規制基準（大和郡山市）

規制種別	第１号区域	第２号区域
振動の大きさ	75ｄＢ（作業場所の敷地境界において）	
作業時間帯	19:00～7:00でないこと	22:00～6:00でないこと
１日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続６日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	

総理府令第58号　昭和51年11月10日

区域区分の指定：大和郡山市告示第83号　平成24年4月1日

第1号区域：　騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準により第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80m以内の区域

(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
(2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
(3)医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
(4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
(5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：　第1号区域を除いた区域

表 3.2.7-25(1/2)　道路交通振動の要請限度（奈良市）

時間の区分 / 区域の区分	昼間（8時～19時）	夜間（19時～8時）
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

振動規制法施行規則　総理府令第58号　昭和51年11月10日
奈良市告示第177号　平成17年3月29日

区域の区分

第一種区域：　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域
第二種区域：　近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 3.2.7-25(2/2)　道路交通振動の要請限度（大和郡山市）

時間の区分 / 区域の区分	昼間（8時～19時）	夜間（19時～8時）
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

振動規制法施行規則　総理府令第58号　昭和51年11月10日
大和郡山市告示第83号　平成24年4月1日

区域の区分

第一種区域：　第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及びその他の地域
第二種区域：　近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

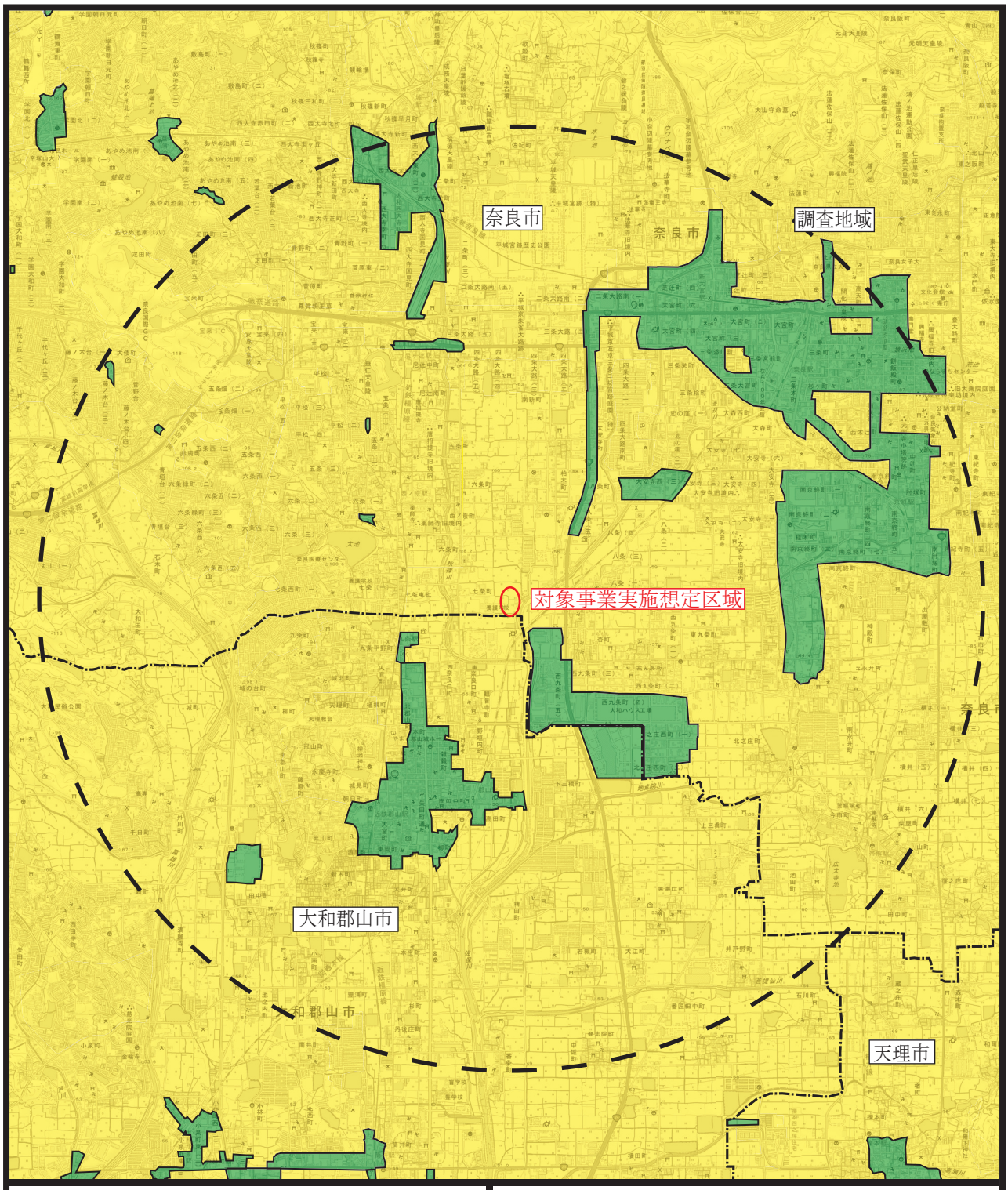

凡例

：対象事業実施想定区域

：市界

：調査地域

：第一種区域

：第二種区域

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

出典：「奈良市都市計画情報公開システム」（令和2年8月奈良市）
「大和郡山市都市計画一般図」（令和元年12月大和郡山市）
「国土地理院」電子地形図25000

図3.2.7-11　特定工場等に係る規制基準に伴う規制地域の状況
道路交通振動の要請限度に伴う規制地域の状況

(4) 悪臭

① 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）による規制

悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物による悪臭についての規制は、アンモニア、メチルメルカプタン等の特定悪臭物質の種類ごとに濃度による許容限度として定める規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な人の嗅覚を用いた臭気指数による許容限度として定める規制を行うことされており、奈良市では特定悪臭物質濃度による規制が行われている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準は 22 物質が定められている。また、気体排出口においては、流量による規制基準（13 物質）が定められている。その他に、排出水中の濃度に係る規制基準（4 物質）がある。悪臭防止法に基づく規制基準を表 3.2.7-26 に、規制地域を図 3.2.7-12 に示す。

奈良市及び大和郡山市では、一般地域、順応地域及びその他の地域の 3 分類に各規制基準が定められており、対象事業実施想定区域は順応地域に指定されている。また、調査地域は一般地域、順応地域及びその他の地域に指定されている。

表 3.2.7-26　悪臭防止法に基づく規制基準（奈良市、大和郡山市）

［敷地境界線］（１号規制）　　単位：ppm

特定悪臭物質の種類	一般地域	順応地域	その他の地域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

悪臭防止法施行規則　昭和47年5月30日
奈良市告示第178号　平成17年3月29日
大和郡山市告示第84号　平成24年4月1日

一般地域：　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、風致地区、歴史的風土保存区域
順応地域：　一般地域及びその他の地域に規定する以外の地域
その他の地域：　一般地域に規定する以外の地域で「農業振興地域の整備に関する法律」により農業振興地域に指定されている地域

［排出口］（２号規制）

［排出口］（2号規制）

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。 $q=0.108\times He^2\cdot Cm$ ここで、 q ：流量（m^3N/時） He:補正された排出口の高さ（m） Cm::悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（ppm）	
規制対象となる特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

［排出水］（３号規制）

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排出水中の濃度を許容限度とする。

$C_{Lm}=k\times Cm$
ここで、 C_{Lm} ：排出水中の濃度（mg/L）
k:係数で、下の表を参照（mg/L）
Cm:悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（ppm）

規制対象となる特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排出水の量	kの値
メチルメルカプタン	0.001m^3/秒以下の場合	16
	0.001m^3/秒を超え、0.1m^3/秒以下の場合	3.4
	0.1m^3/秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m^3/秒以下の場合	5.6
	0.001m^3/秒を超え、0.1m^3/秒以下の場合	1.2
	0.1m^3/秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m^3/秒以下の場合	32
	0.001m^3/秒を超え、0.1m^3/秒以下の場合	6.9
	0.1m^3/秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m^3/秒以下の場合	63
	0.001m^3/秒を超え、0.1m^3/秒以下の場合	14
	0.1m^3/秒を超える場合	2.9

出典：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令39号）

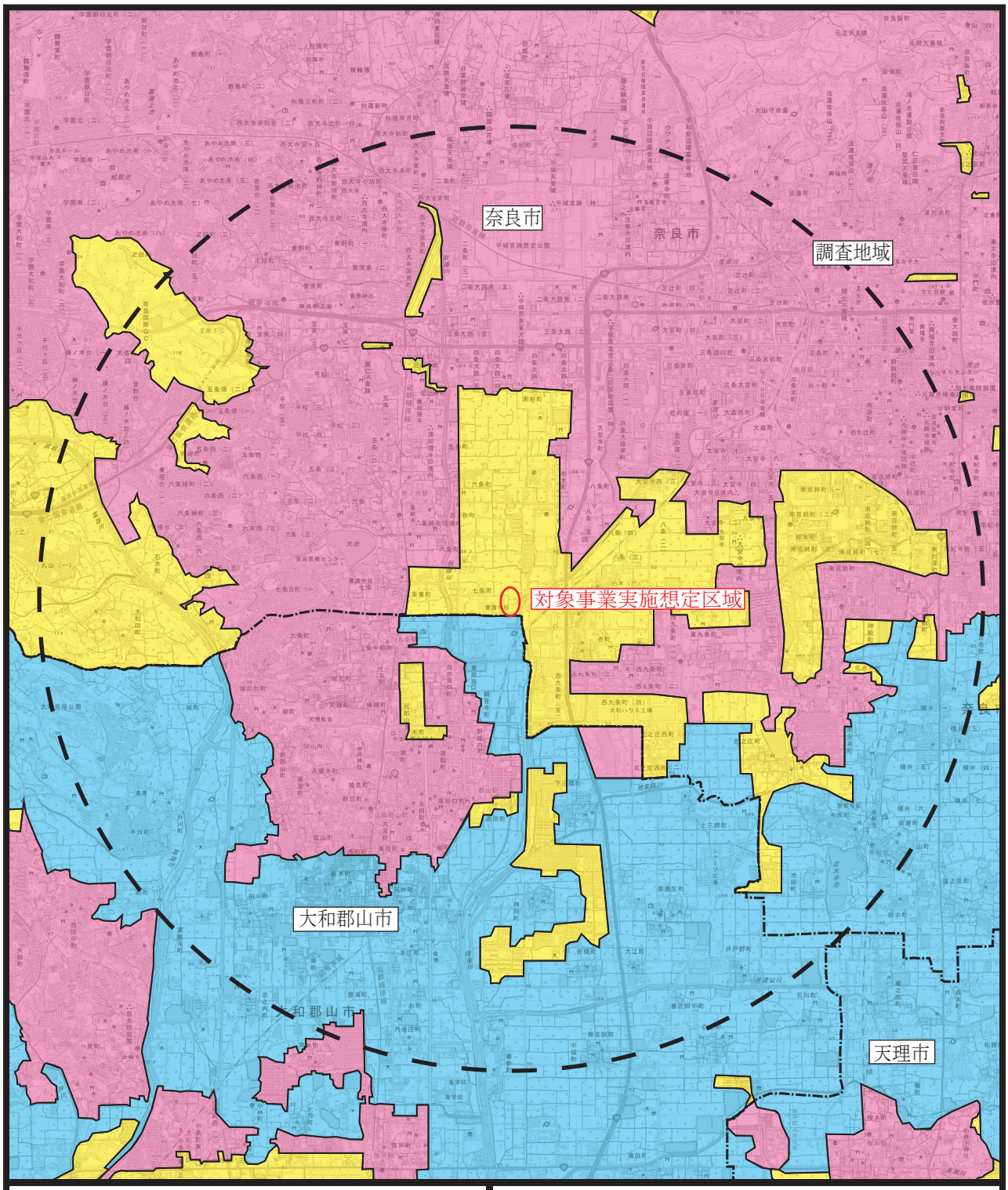

凡例

：対象事業実施想定区域

：市界

：調査地域

：一般地域

：順応地域

：その他の地域

出典：「奈良市都市計画情報公開システム」（令和2年8月奈良市）
「大和郡山市都市計画一般図」（令和元年12月大和郡山市）
「国土地理院」電子地形図25000

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

図3.2.7-12 悪臭防止法に基づく規制地域の状況

(5) 水質汚濁

① 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準

環境基本法に基づく環境基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

対象事業実施想定区域の周辺を流れる河川において、環境基準の類型は佐保川（三条高橋から大和川合流地点まで)、秋篠川、菩提川及び富雄川（芝から大和川合流地点まで）でＣ類型に指定されている。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2.7-27～表 3.2.7-29 に示す。

また、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準も定められており、地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2.7-30 に示す。

表 3.2.7-27　人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003　mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01　mg/L 以下
六価クロム	0.05　mg/L 以下
砒素	0.01　mg/L 以下
総水銀	0.0005　mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02　mg/L 以下
四塩化炭素	0.002　mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004　mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04　mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1　mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006　mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01　mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01　mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002　mg/L 以下
チウラム	0.006　mg/L 以下
シマジン	0.003　mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02　mg/L 以下
ベンゼン	0.01　mg/L 以下
セレン	0.01　mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　mg/L 以下
ふっ素	0.8　mg/L 以下
ほう素	1　mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05　mg/L 以下

注：1）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2）「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3）海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102（以下、「規格」という。）43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.7-28　生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】
（利用目的の適応性に対する基準）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

注：1）基準値は、日間平均値とする。
　　2）各利用目的は以下を示す。
　　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　　水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
　　水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
　　水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
　　工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
　　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.7-29　生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】
（水生生物の生息状況の適応性に対する基準）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵揚（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注：基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.7-30　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン[注]	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考：
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下、「規格」という。）K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）

② ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準を表 3.2.7-31 に示す。水質（水底の底質の汚染を除く）は年間平均値 1pg-TEQ/L 以下、水底の底質は 150pg-TEQ/g 以下と定められている。

表 3.2.7-31　ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準

項目		基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

注：1）基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2）水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3）水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4）水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）

③ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）等に基づく排水基準等

水質汚濁防止法では、人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質や生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設を特定施設として定め、これらを設置して、公共用水域に排出水を排出する工場又は事業場（以下、「特定事業場」という。）を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準は、国で定める一律基準と水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、一律基準に代えて適用する上乗せ基準及び地方公共団体の条例で水質汚濁防止法の規制対象物質となっていない物質について規制する横出し基準がある。

一律基準は、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）により定められ、原則として有害物質は全ての特定事業場に、生活環境項目は 1 日当たりの平均的な排水量が 50 ㎥以上の特定事業場に適用される。

奈良県域における上乗せ基準としては、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（平成 2 年奈良県条例第 24 号）があり、業種別、排水規模別等により厳しい排水基準が生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素及びのその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニルについて設けられているが、計画施設から排出されるプラント系排水は排出されるプラント系排水は処理後、場内再利用、余剰分は下水道放流のため、適用されない。また、奈良県域における横出し基準は、定められていない。

水質汚濁防止法等に基づく排水基準のうち、有害物質に係る一律排水基準を表 3.2.7-32 に、生活環境に係る一律排水基準を表 3.2.7-33 に示す。

なお、対象事業実施区域は、水質汚濁防止法の指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に関係のある地域及び瀬戸内海環境保全特別措置法の関係府県の区域に位置するが、計画施設から排出されるプラント系排水は処理後、場内再利用、余剰分は下水道放流のため、次頁以降に記載する水質汚濁防止法に関する規制基準等は適用されない。

表 3.2.7-32　水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10 mg/L
	海域：230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8 mg/L
	海域：15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

出典：排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2.7-33　水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8～8.6（海域以外）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L （日間平均　120 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L （日間平均　120 mg/L）
浮遊物質量（SS）	200 mg/L （日間平均　150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000　個/㎤
窒素含有量	120 mg/L （日間平均　60 mg/L）
燐含有量	16 mg/L （日間平均　8 mg/L）

備考
1.『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2.排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50㎥以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
3.生物化学的酸素要求量（BOD）に係る排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）に係る排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
4.窒素含有量に係る排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000㎎を越えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
5.燐含有量に係る排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

水質汚濁防止法により、人口及び産業の集中等のため、排水規制のみでは公共用水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、指定地域にある1日当たりの平均的な排水量50㎥以上の特定事業場からその水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量であり、奈良市及び大和郡山市は総量規制の指定地域に指定されているが、計画施設から排出されるプラント系排水は処理後、場内再利用、余剰分は下水道放流のため、総量規制は適用されない。

公共用水域に排出する1日当たりの平均的な排水量が50㎥以上となる場合の、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準を表3.2.7-34に示す。

表3.2.7-34　総量規制基準（水質汚濁防止法）

<table>
<tr><th>項目</th><th>許容汚濁負荷量</th></tr>
<tr><td>化学的酸素要求量</td><td>
$Lc=(Ccj\cdot Qcj+Cci\cdot Qci+Cco\cdot Qco)\times 10^{-3}$
Lc：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）
Ccj,Cci,Cco：業種その他の区分ごとに定める一定の化学的酸素要求量（mg/L）（＝備考欄参照）
Qcj：平成13年7月1日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量
（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（㎥/日）
Qci：昭和55年7月1日から平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（Qcjは除く）（㎥/日）
Qco：特定排出水の量（QcjとQciは除く）（㎥/日）
備考：
1　この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1日当たりの平均的な排出水の量が50㎥以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する
2　1の指定地域内事業場が2以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める
3　Ccj,Cci,Ccoの値は、下表に示すとおりである
<table>
<tr><th>業種その他の区分</th><th>Cco</th><th>Cci</th><th>Ccj</th></tr>
<tr><td>ごみ処理業</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>窒素含有量</td><td>
$Ln=(Cni\cdot Qni+Cno\cdot Qno)\times 10^{-3}$
Ln：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）
Cni,Cno：業種その他の区分ごとに定める一定の窒素含有量（mg/L）
Qni：平成14年10月1日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量
（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（㎥/日）
Qno：特定排出水の量（Qniは除く）（㎥/日）
備考：
1　この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1日当たりの平均的な排出水の量が50㎥以上である工場又は事業事業場に係る排出水について適用する
2　1の指定地域内事業場が2以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める
3　Cni,Cnoの値は、下表に示すとおりである
<table>
<tr><th>業種その他の区分</th><th>Cno</th><th>Cni</th></tr>
<tr><td>ごみ処理業</td><td>20</td><td>10</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>りん含有量</td><td>
$Lp=(Cpi\cdot Qpi+Cpo\cdot Qpo)\times 10^{-3}$
Lp：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）
Cpi,Cpo：業種その他の区分ごとに定める一定のりん含有量（mg/L）
Qpi：平成14年10月1日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量
（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（㎥/日）
Qpo：特定排出水の量（Qpiは除く）（㎥/日）
備考：
1　この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1日当たりの平均的な排出水の量が50㎥以上である工場又は事業事業場に係る排出水について適用する
2　1の指定地域内事業場が2以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める
3　Cni,Cnoの値は、下表に示すとおりである
<table>
<tr><th>業種その他の区分</th><th>Cpo</th><th>Cpi</th></tr>
<tr><td>ごみ処理業</td><td>1</td><td>1</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

出典：水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通産省令第2号）
化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（平成29年奈良県告示第149～150号）

さらに、水質汚濁防止法においては、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものは、地下へ浸透させてはならないとしている。

水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準を表 3.2.7-35 に示す。

表 3.2.7-35　水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準

項目	浸透基準
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L
シアン化合物	0.1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	0.005 mg/L
六価クロム化合物	0.04 mg/L
砒素及びその化合物	0.005 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L
トリクロロエチレン	0.002 mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L
ジクロロメタン	0.002 mg/L
四塩化炭素	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L
チウラム	0.0006 mg/L
シマジン	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	0.002 mg/L
ベンゼン	0.001 mg/L
セレン及びその化合物	0.002 mg/L
ほう素及びその化合物	0.2 mg/L
ふっ素及びその化合物	0.2 mg/L
アンモニア性窒素 亜硝酸性窒素 硝酸性窒素	0.7 mg/L 0.2 mg/L 0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L

出典：水質汚濁防止法施行規則第六条のニの規定に基づく環境大臣が定める検定方法
（平成元年環境庁告示第39号）

④ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。ダイオキシン類の水質排出基準を表 3.2.7-36 に示す。

表 3.2.7-36　ダイオキシン類の水質排出基準

項目	許容限度
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

⑤ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）等に基づく下水排除基準

下水道法では、水質汚濁防止法に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を特定施設として定めており、特定施設を設置する工場又は事業場から下水を排除して公共下水道を使用する場合、政令で定める基準に従い、条例で定められた排除基準に適合させて下水道へ放流しなければならない。

下水道法に基づく排除基準及び奈良市公共下水道条例に基づく排除基準を表 3.2.7-37 に示す。

現在、対象事業実施想定区域は、下水道の供用区域ではないが、将来的に下水道に接続する予定であり、計画施設から排出されるプラント系排水は処理後、場内再利用、余剰分を下水道放流とし、また、生活排水についても下水道放流を予定しており、この場合は下水排除基準が適用される。

表 3.2.7-37　奈良市公共下水道条例に基づく排除基準

法令	項目	下水道排除基準値
下水道条例	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380　mg/L以下
	水素イオン濃度	水素指数5以上9以下
	生物化学的酸素要求量	1500　mg/L以下
	浮遊物質量	1500　mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5　mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30　mg/L以下
	窒素含有量	240　mg/L以下
	燐含有量	32　mg/L以下
下水道法	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
	シアン化合物	1　mg/L以下
	有機燐化合物	1　mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.1　mg/L以下
	六価クロム化合物	0.5　mg/L以下
	砒素及びその化合物	0.1　mg/L以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1　mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1　mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2　mg/L以下
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1　mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4　mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3　mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
	チウラム	0.06 mg/L以下
	シマジン	0.03 mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2　mg/L以下
	ベンゼン	0.1　mg/L以下
	セレン及びその化合物	0.1　mg/L以下
	ほう素及びその化合物	10　mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	8　mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.5　mg/L以下
	フェノール類	5　mg/L以下
	銅及びその化合物	3　mg/L以下
	亜鉛及びその化合物	2　mg/L以下
	鉄及びその化合物（溶解性）	10　mg/L以下
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10　mg/L以下
	クロム及びその化合物	2　mg/L以下
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

注：奈良市下水道条例による排除基準値は、下水道法施行令の排除基準値と同一である。

出典：下水道法施行令　昭和34年4月22日
奈良市下水道条例　昭和51年3月31日

(6) 土壌汚染

① 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえ、人の健康の保護と生活環境の保全の両者の観点を包括したものとして設定されたものである。なお、環境基準の設定については、土壌環境機能のうち、水質を浄化し及び地下水をかん養する機能を保全する観点から、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、土壌環境機能のうち、食料を生産する機能を保全する観点から、農用地において、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅 について米又は土壌含有量の基準として定められたものがある。

土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2.7-38 に示す。

表 3.2.7-38　土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

出典：土壌汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）

② ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を定めている。ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2.7-39 に示す。環境基準は、1,000pg-TEQ/g 以下と定められている。

表 3.2.7-39 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

出典：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）

③ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）基づく区域指定に係る基準

土壌汚染対策法では、地下水の摂取などによるリスクの観点から 26 物質（特定有害物質）について土壌溶出量基準が、直接摂取によるリスクの観点からこれら 26 物質のうち 9 物質について土壌含有量基準が設定されており、土壌汚染状況調査の結果、当該基準に適合していない場合、その土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することとなる。

土壌汚染に係る区域指定の基準は表 3.2.7-40 に示すとおりである。

表 3.2.7-40　土壌汚染に係る区域指定の基準

分類		項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
特定有害物質（土壌汚染対策法）	揮発性有機化合物（第1種特定有害物質）	クロロエチレン	－	0.002以下	0.02以下
		四塩化炭素	－	0.002以下	0.02以下
		1,2-ジクロロエタン	－	0.004以下	0.04以下
		1,1-ジクロロエチレン	－	0.1以下	1以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	－	0.04以下	0.4以下
		1,3-ジクロロプロペン	－	0.002以下	0.02以下
		ジクロロメタン	－	0.02以下	0.2以下
		テトラクロロエチレン	－	0.01以下	0.1以下
		1,1,1-トリクロロエタン	－	1以下	3以下
		1,1,2-トリクロロエタン	－	0.006以下	0.06以下
		トリクロロエチレン	－	0.03以下	0.3以下
		ベンゼン	－	0.01以下	0.1以下
	重金属等（第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150以下	カドミウム 0.01以下	カドミウム 0.3以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250以下	六価クロム 0.05以下	六価クロム 1.5以下
		シアン化合物	遊離シアン50以下	シアンが検出されないこと	シアン1以下
		水銀及びその化合物	水銀15以下	水銀0.0005以下	水銀0.005以下
		うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン150以下	セレン0.01以下	セレン0.3以下
		鉛及びその化合物	鉛150以下	鉛0.01以下	鉛0.3以下
		砒素及びその化合物	砒素150以下	砒素0.01以下	砒素0.3以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素4000以下	ふっ素0.8以下	ふっ素24以下
		ほう素及びその化合物	ほう素4000以下	ほう素1以下	ほう素30以下
	農薬等（第3種特定有害物質）	シマジン	－	0.003以下	0.03以下
		チウラム	－	0.006以下	0.06以下
		チオベンカルブ	－	0.02以下	0.2以下
		ポリ塩化ビフェニル	－	検出されないこと	0.003以下
		有機りん化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	－	検出されないこと	1以下

注：mg/kg（土壌1キログラムにつきミリグラム）、mg/L（検液1Lにつきミリグラム）

出典：土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）

3) 環境保全目標値（自主管理値）のまとめ

計画施設の整備にあたり、設定する環境保全目標値（自主管理値）を表 3.2.7-41 にまとめる。

表 3.2.7-41　環境保全目標値（自主管理値）のまとめ

項　目		法令等基準値	環境保全目標値（自主管理値）
排出ガス	ばいじん　(g/m³N)	0.04以下	0.01以下
	塩化水素　(HCl)　(ppm)	430以下	50以下
	硫黄酸化物（SOx）（ppm）	K 値規制 K 値17.5以下	50以下
	窒素酸化物（NOx）（ppm）	250以下	50以下
	水銀（ μg/m³N）	30以下	30以下
	ダイオキシン類　(ng-TEQ/m³N)	0.1以下	0.1以下
騒音	昼　間　(8～18時)　(dB)	60	法令等基準値（第二種区域）と同じ ただし、奈良県立奈良養護学校の敷地の周囲おおむね50mの区域内は左記から5ﾃﾞｼﾍﾞﾙを減じた値とする。
	朝・夕　(6～8時)　・(18～22時)　(dB)	50	
	夜　間　(22～6時)　(dB)	45	
振動	昼　間　(8～19時)　(dB)	60	法令等基準値 （第一種区域）と同じ
	夜　間　(19～8時)　(dB)	55	
悪臭	敷地境界線における特定悪臭物質の濃度	対象事業実施想定区域は順応地域に指定されている。	本市が定める悪臭物質ごとの規制基準値以下とする。
	気体排出口における基準		悪臭防止法施行規則第３条で定める方法により算出した規制基準値以下とする。
	排出水中における基準		悪臭防止法施行規則第４条で定める方法により算出した規制基準値以下とする。
排出水	プラント系排水は、施設内で処理を行った後、場内再利用のうえ余剰分を下水道放流とする。生活系排水は下水道放流とする。下水道に放流する場合にあっては、下水道排除基準値以下とする。		

2.8 その他の事項

1) 地域の環境基本計画等環境の保全に係る方針等

(1) 奈良県環境総合計画

「奈良県環境総合計画」は、社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らすことのできる持続可能な地域づくりをより一層進めるため、景観・環境面から、県民、NPO、企業・団体、行政等の各主体が、積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む指針として示すものである。

＜計画の役割＞

本計画は、奈良県環境基本条例第 10 条に規定する基本計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の３第３項に規定する地方公共団体実行計画、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第８条に規定する行動計画として策定されている。

＜計画の対象期間＞

2016（平成 28）年度から 2020（令和２）年度の５年間

＜計画の基本理念＞

本計画では、誰もが安心して快適に暮らすことのできる「住んで良し」「訪れて良し」の奈良県の実現に向けて、奈良ならではの美しい景観や持続可能な社会を構築するため、本県独自の事業推進スキーム「奈良モデル」による施策・事業の推進を図るとともに、多様な主体が連携・協働する“オール奈良”による全県的な実践活動が展開され、これらの取り組みが「きれいに暮らす奈良県スタイル」として定着することを目指して、計画の基本理念を次のように定めている。

「豊かな自然と歴史との共生、美しい景観と持続可能なくらしの創生」
～愛着と誇りの持てる「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築・推進～

＜計画の施策体系（７本柱）＞

基本理念の実現に向けて、以下に掲げる施策（７本柱）により総合的かつ計画的に推進する。
また、施策の展開について表 3.2.8-1 に示す。

１、景観の保全と創造
２、清流の保全と復活
３、低炭素社会の実現
４、循環型社会の構築
５、安全な生活環境の確保
６、生物多様性の保全
７、人づくり・地域づくりの推進

表 3.2.8-1 (1/2)　施策の展開

施策の柱	施策体系	小施策
Ⅰ 景観の保全と創造	1　「なら四季彩の庭」づくり	（1）奈良県植栽計画の推進
	2　歴史的景観の保全と活用	（1）歴史的景観の保全と活用
	3　田園・里山景観の形成と活用	（1）田園・里山景観の形成
		（2）田園・里山景観の活用
	4　都市景観の創造	（1）都市・沿道景観の形成
		（2）憩いのある緑の空間の創造
		（3）緑を育てる仕組みづくり
		（4）市街地内農地の活用
		（5）住民による景観美化運動の展開
	5　自然景観の保全と再生	（1）自然環境の保全
		（2）自然環境の再生
		（3）機能区分に応じた適切な森林の整備・保全
Ⅱ 清流の保全と復活	1　水質の維持・改善	（1）生活排水対策の推進
		（2）大和川の水質改善
		（3）清流吉野川の保全
		（4）流域・地域と連携した水質保全対策の推進
		（5）工場・事業場等の排水対策の推進
	2　水量の確保と保水力の維持・向上	（1）森林の保水機能の維持・回復
		（2）都市・農村における保水力の向上
		（3）環境用水の導入検討・促進
		（4）瀬切れ対策の推進
		（5）ダムの弾力的運用
	3　やすらぎの水辺空間の整備	（1）川辺のまちづくり
		（2）守水による里川づくり
		（3）自然に配慮した河川整備
		（4）多様な生物が見られる水辺づくり
Ⅲ 低炭素社会の実現	1　温室効果ガスの排出削減	（1）省エネ・節電等の推進
		（2）再生可能エネルギーの活用
		（3）フロン対策等の推進
		（4）自動車等の移動発生源対策
	2　二酸化炭素吸収源の整備	（1）健全な森林の整備
		（2）保安林等の適正な管理と保全
		（3）県産材需要の拡大
	3　顕在化する地球温暖化への適応	（1）温暖化の影響と考えられる県内事象の調査研究
		（2）各分野における適応策の検討促進

表 3.2.8-1 (2/2)　施策の展開

施策の柱	施策体系	小施策
Ⅳ 循環型社会の構築	1　廃棄物の排出抑制の促進	（1）「ごみゼロ生活」の推進
		（2）技術・研究開発の促進
		（3）事業者の自主的取り組みの促進
		（4）ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進
	2　廃棄物の循環的利用の促進	（1）リユース・リサイクルの促進
		（2）廃棄物系バイオマスの有効利用の促進
		（3）廃棄物利用の再生製品化・流通促進
		（4）技術・研究開発の促進
	3　廃棄物の適正処理の推進	（1）排出事業者責任の徹底
		（2）優良処理業者の育成
		（3）産業廃棄物処理施設周辺の環境保全
		（4）有害廃棄物の適正処理の推進
		（5）ごみ処理施設の安定的確保
		（6）し尿等の処理対策の推進
	4　廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅	（1）県民総監視ネットワークの推進
		（2）悪質事業対策の強化
		（3）使用済家電等の不適正処理対策の推進
		（4）県民参加型の環境美化活動の促進
		（5）不法投棄等の撲滅に向けた啓発の促進
	5　災害廃棄物処理対策の推進	（1）災害廃棄物処理の相互支援体制の整備
		（2）県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練
		（3）市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進
	6　県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進	（1）一般廃棄物処理の広域化
		（2）災害廃棄物処理対策の推進
		（3）廃棄物の減量化・再生利用の推進
		（4）不法投棄・使用済家電等対策の強化
Ⅴ 安全な生活環境の確保	1　大気環境の保全対策	（1）大気汚染物質対策
		（2）光化学オキシダント及び微小粒子状物質($PM_{2.5}$)対策
		（3）酸性雨対策
	2　生活環境の保全対策	（1）化学物質対策
		（2）騒音・振動・悪臭対策
		（3）放射線モニタリングの実施
	3　環境保全の基盤的スキームの推進	（1）環境影響評価制度の推進
		（2）環境に関する調査研究の推進
Ⅵ 生物多様性の保全	1　生物多様性の保全と再生	（1）重要地域の保全
		（2）野生動植物の保護と管理
		（3）地域特性に応じた生物多様性の保全
		（4）水循環の再生
		（5）地球温暖化への対応
	2　生態系サービスの持続可能な利用	（1）農林水産業における取り組み
		（2）公共事業・地域開発・企業活動における生物多様性のへの配慮
	3　生物多様性を活用した地域の活性化	（1）希少野生動植物等の調査・保全活動を通した地域の活性化
		（2）生物多様性を活用した見所づくり
		（3）エコ・グリーンツーリズムの推進
	4　生物多様性を支える基盤づくり	（1）県民意識の醸成
		（2）生物多様性の恵みにふれる機会の拡大
		（3）多様な主体による連携・協働の促進
		（4）生物多様性を支える拠点的機能の形成
Ⅶ 人づくり・地域づくりの推進	1　環境を学ぶ機会づくり	（1）環境教育・環境学習の推進
		（2）啓発イベントの実施
	2　環境への取り組みを通した「地域づくり」の推進	（1）「きれいに暮らす奈良県スタイル」実践団体ネットワークの形成
		（2）景観・環境の魅力化による新たな観光の創出
		（3）優れた歴史文化遺産を活用した景観・環境づくりの推進
		（4）自然とのふれあいを通した地域の活性化
		（5）関係団体等の自主的・主体的な活動の促進

出典：「奈良県環境総合計画（2016-2020）」（奈良県ホームページ）

＜重点プロジェクト＞

「きれいに暮らす奈良県スタイル」の具現化に向けての重点的な取組みとして、本プロジェクトを位置づけ、奈良モデル及び多様な主体の連携・協働により、以下の３つの事業を推進する。

１、「大和川のきれい化」推進

全国ワースト上位ランキングにある大和川の水質を“地域の環境を映す鏡”と捉え、流域の多様な主体による広域的なネットワークにより、水質の改善に一層重点的に取り組むとともに、きれいな水辺空間づくりを目指す。

２、「奈良らしい景観づくり」推進

本県の強みである歴史的景観などの魅力を一層高めるとともに、良好な都市景観を創出するため、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭（エリア）」として、県全体が調和のとれた「一つの庭」となるような植栽景観づくりを促進するとともに、奈良らしい魅力動線を創出するための都市・沿道景観の形成を目指す。

３、「奈良モデルによるごみ減量化」推進

「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとして、資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」を促進するため、奈良モデルによる「ごみ処理の広域化」の取組みを継続・発展させながら、さらなる「ごみ減量化」に向けて本県の地域特性に適した３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）等を促進する。

(2) 奈良市環境基本計画

「奈良市環境基本計画」は「奈良市環境基本条例」（平成 11 年３月）に掲げている「環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として定められたものであり、平成 24 年３月に「奈良市環境基本計画（改訂版）」（以下、「奈良市環境基本計画」という。）が策定されている。

＜計画の役割・位置づけ＞

本計画は、奈良市環境基本条例第９条に基づいて定めるもので、奈良市第４次総合計画を環境面から総合的・体系的に推進し、環境の保全と創造に関する各分野の施策、事業の基本となる計画である。

＜計画の対象期間＞

2012（平成 24）年度から 2021（令和３）年度の 10 年間

＜計画のめざす環境像＞

本計画における望ましい環境像は「歴史と自然に恵まれ、環境と対話する安全・安心なまち・奈良」と設定されている。

奈良市には多くの歴史的文化遺産や緑豊かな自然があり、それが奈良らしさを醸し出している。それらを保全しつつ、市民が安全で安心な暮らしの中で、環境と対話しながら、環境に負荷の少ない持続可能な社会をつくり、幸せが感じられるまちづくりを目指す。

また、以下に示すように分野別の将来像が７つ設定されている。

１、古都奈良で目指す低炭素社会
２、全ての命を大切にし、自然と共生するまち
３、世界に誇れる歴史・文化を活かし、未来へ引き継ぐまち
４、きれいな水と空気・緑に囲まれた、健康で快適な生活環境の実現
５、『もったいない』の心を大切に、ごみゼロを目指した循環型都市の実現
６、市街地と森林・農業地域の良さを活かし、誰もがいつまでも安全で安心して暮らせるまち
７、未来を見据え、地域を動かす環境教育

＜計画の施策体系＞

めざす環境像の達成のための施策体系は、表 3.2.8-2 に示すとおりである。

表 3.2.8-2　施策体系

	分野別将来像	基本施策	施策
【望ましい環境像】　歴史と自然に恵まれ、環境と対話する安全・安心なまち・奈良	1 古都奈良で目指す低炭素社会	1　省エネルギーの推進	（1）家庭における省エネルギー
			（2）事業所における省エネルギー
			（3）交通機関の省エネルギー
		2　再生可能エネルギーの利用	（1）太陽光発電の普及拡大
			（2）その他の再生可能エネルギー
		3　その他地球温暖化対策の推進	（1）地球温暖化対策のための「見える化」
			（2）その他の地球温暖化対策
	2 全ての命を大切にし、自然と共生するまち	1　自然環境の保全と創造	（1）緑の保全
			（2）生物多様性の保全
		2　農林業の振興	（1）森林の保全と活用
			（2）地産地消の推進
	3 世界に誇れる歴史・文化を活かし、未来へ引き継ぐまち	1　歴史・文化遺産の保護と活用	（1）歴史的文化遺産の保護と活用
			（2）歴史的景観の保全
			（3）伝統文化・技術の保全と発信
	4 きれいな水と空気・緑に囲まれた、健康で快適な生活環境の実現	1　大気環境の保全	（1）監視体制の整備及び強化
		2　音・振動・臭気環境等の保全	（1）監視体制の整備及び強化
			（2）良好な生活環境の保全推進
			（3）快適な音・かおり風景の保全と啓発
		3　水環境の保全	（1）監視体制の整備及び強化
			（2）水質改善対策の推進
			（3）水道水源の保全
		4　その他の生活環境対策の推進	（1）有害化学物質などの対策
			（2）環境影響評価
	5 『もったいない』の心を大切に、ごみゼロを目指した循環型都市の実現	1　一般廃棄物対策の推進	（1）ごみの減量・リサイクルの推進
			（2）ごみの適正処理
		2　産業廃棄物対策の推進	（1）産業廃棄物の発生抑制
			（2）産業廃棄物の適正処理
		3　環境美化の推進	（1）環境美化の推進
		4　水資源の有効利用の推進	（1）水資源の有効利用の推進
	6 市街地と森林・農業地域の良さを活かし、誰もがいつまでも安全で安心して暮らせるまち	1　安全で快適なまちづくり	（1）災害に強い都市整備の推進
			（2）予防対策と災害時の対応の仕組みづくり
			（3）福祉に配慮した快適なまちづくり
		2　景観の保全と創造	（1）良好な景観の形成
		3　環境にやさしい交通体系	（1）公共交通の充実
			（2）歩行者・自転車にやさしいまちづくり
			（3）マイカー利用の抑制
	7 未来を見据え、地域を動かす環境教育	1　環境教育推進の仕組みづくり	（1）環境教育の推進と評価
			（2）人材育成
			（3）環境教育プログラムの充実

出典：「奈良市環境基本計画（改訂版）」（平成24年3月）

(3) 大和郡山市環境基本計画

「大和郡山市環境基本計画」は「大和郡山市環境基本条例」（平成 13 年 12 月）第８条の規定に基づき、大和郡山市における環境の保全と創造に係る施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められたものであり、平成 30 年３月に「大和郡山市環境基本計画（第二次）」（以下、「大和郡山市環境基本計画」という。）が策定されている。

＜計画の役割・位置づけ＞

本計画は、大和郡山市環境基本条例第８条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を推進するための基本的な計画として定めるものである。また、まちづくりの基本方針を示した「大和郡山市総合計画」を環境面から具体化した、本市における環境施策に関する最も上位の計画として、環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の方向性を定める基本方針となる計画である。

＜計画の対象期間＞

2018（平成 30）年度から 2027（令和９）年度の 10 年間

＜計画の基本理念＞

計画の基本理念は、以下のとおりとしている。

「自然と歴史と人の調和が織りなす豊かなまち　大和郡山」

＜計画のめざす環境像＞

基本理念を踏まえながら、本計画では環境分野ごとに「望ましい環境像」を以下のとおりとしている。

「自然環境」　～豊かな自然に親しみ共存していくまち～

様々な恩恵を与えてくれる自然環境に触れ・体感することでその価値を再認識し、ともに守り育む取り組みを通じて、自然と共存していくまちを目指す。

「生活環境」　～悠久の歴史・文化、上質な住環境を引き継いでいくまち～

本市を特徴づける数多くの歴史・文化、そして静穏で良好な住環境は長い年限をかけて守り引き継がれてきた貴重な財産であり、大和郡山市に関わる全ての人がこれらの保全に努め、将来にわたって安心で豊かな生活環境を引き継いでいくまちを目指す。

「地球環境」　～未来のためにできることから取り組むまち～

日々の生活、活動の中で一人ひとりが地球温暖化の防止、ごみの減量化、資源の有効活用に努め、将来世代のためにできることから取り組むまちを目指す。

「参加・協働環境」　～自分達の力でより良い環境を創造していくまち～

大和郡山市に関わる全ての人が互いに協力して、環境の保全に関する様々な行動・学習の場を活用し、環境に配慮した生活・活動を実践していくことでより良い環境を創造していくまちを目指す。

＜計画の施策体系＞

めざす環境像の達成のための施策体系は、表 3.2.8-3 に示すとおりである。

表 3.2.8-3　施策体系

望ましい環境像及び環境目標			小施策
（自然環境）豊かな自然に親しみ共存していくまち			
	山林	豊かな緑の保全と活用	山林の自然環境の保全
			自然体験・学習の場の整備
	農地	農地環境の保全	農業の保護
			農業の活性化
	水辺	水辺環境の保全	河川敷への不法投棄の防止
			水辺の環境保全に向けた活動の促進
	生態系	生物多様性の維持・向上	在来生物の生息・生育環境の保全
			生態系に影響を与える生物への対策
			生物多様性に配慮した開発行為の推進
（生活環境）悠久の歴史・文化、上質な住環境を引き継いでいくまち			
	公害対策	住環境の安全・安心向上	大気汚染と悪臭発生の防止
			水質汚濁の防止
			騒音及び振動の防止
			その他公害の防止
	景観	良好な都市景観の創造	上質な住環境の整備
			環境美化の促進
			身近な緑の保全・創出
	歴史・文化	歴史・文化の保護・継承	歴史的・文化的遺産の保護・活用
			歴史・文化の継承
（地球環境）未来のためにできることから取り組むまち			
	温暖化対策	温暖化対策の推進	エネルギー消費量の削減
			再生可能エネルギーの活用
			公共交通の維持・活性化
			フロン類の適正管理・処分の徹底
	省資源化	ごみ減量化、リサイクルの促進	ごみの分別回収の徹底
			ごみ減量化の促進
			リサイクル率の向上
（参加・協働環境）自分達の力でより良い環境を創造していくまち			
	市民参画	環境保全活動の促進	環境保全活動の支援
			環境情報の発信
	環境学習	環境学習の促進	環境学習の場と機会の整備

出典：「大和郡山市環境基本計画（第二次）」（大和郡山市ホームページ）

(4) 一般廃棄物処理基本計画

５市町では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第６条第１項の規定により「一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、ごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた住民・事業者の具体的な取組や方針を示している(表3.2.8-4 参照)。

表 3.2.8-4　一般廃棄物処理基本計画の概要

区分		奈良市	大和郡山市	生駒市	平群町	斑鳩町
ごみ処理に関する課題	ごみの排出に関する事項	ごみの減量が必要			家庭系廃棄物の排出量削減	ごみの減量が必要
		－	－	－	事業系一般廃棄物排出抑制	－
	再資源化に関する事項	分別収集の拡大 分別排出の徹底	分別収集の促進	分別収集の効率化	分別収集の検討	町全域での分別収集に対応
	中間処理に関する事項	既存施設の適正管理の継続	長期的視点で計画的な運営管理	効率的なごみ収集・運搬体制の構築	焼却施設の延命対策のための経費の増加	可燃ごみ焼却による環境汚染の拡大
	最終処分に関する事項	最終処分量の減量	最終処分量の減量	最終処分場の安定的な確保	－	最終処分量の減量
基本理念		循環型社会の構築				ゼロ・ウェイストのまち斑鳩の実現
基本方針		２Ｒ実施によるごみの減量	ごみの発生抑制	市民・事業者・収集業者・行政のごみ減量・資源化に対する理解を深め、実践行動を共に起こす	排出抑制及び３Ｒを実践する意識の充実	ゼロ・ウェイスト運動の推進
		リサイクルの推進	リサイクルの推進	家庭系ごみの減量・資源化の推進		
		適正処理の推進	環境に配慮した適正処理の推進	事業系ごみの減量・資源化の推進	再資源化の充実	資源化の充実
		市民・事業者・市の協働	排出抑制・資源分別排出の推進 ごみ処理施設の適正管理及び長寿命化	ごみ半減の実現に向けた処理システムの構築	公民連帯による取組の促進	効率的・効果的なごみ処理の推進
目標値	現況年次	2014	2014	2009	2011	2014
	目標年次	2020	2025	2020	2022	2020
	行政区域内人口（人）	363,051	88,854	119,690	19,999	28,314
		349,833	78,574	121,000	18,000	27,000
	総排出量（t/年）	99,568	40,147	39,639	6,386	7,830
		87,467	29,600	38,750	4,428	7,310
	1人1日あたり排出量（g/人・日）	751.0	1,241.7	*907.3*	875.0	760.0
		685.0	1,032.1	*877.4*	674.0	742.0
	再生利用量(資源化量)（t/年）	*16,927*	4,124	6,774	1,552	4,133
		19,243	3,944	20,350	－	*5,044*
	総排出量に対する資源化率（リサイクル率）（%）	17	10.3	17.1	*24.3*	52.8
		22	13.3	52.5	－	69.0

注：1)表中の斜体で示した数値は、各市町の一般廃棄物処理基本計画に示された数値を用いて算出したものである。

2)表中のーは、該当する項目が各市町の一般廃棄物処理基本計画に記載されていないことを示している。

出典：各市町一般廃棄物処理基本計画